

# 高知県警察本部訓令第16号

警察本部  
警察署

高知県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

令和5年7月25日

高知県警察本部長 江口 寛章

## 高知県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

(目的)

**第1条** この訓令は、高知県警察情報システム（県警察が設置する情報システムをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって県警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(基本方針)

**第2条** 県警察は、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、高知県警察情報システムの整備及び管理を行うものとする。特にデータを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

2 県警察は、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、高知県警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、当該システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、安全性を確保するものとする。

(情報管理業務監査)

**第3条** 高知県警察情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、警務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

(その他)

**第4条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和5年7月25日から施行する。